

「独占禁止法審査手続に関する指針」(案) に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
1	はじめに	冒頭の「はじめに」において、「・・・調査手続の透明性を高め、円滑な調査の実施に資するよう、本指針を定めて公表する・・・」とあるが、事件調査手続の公正性という観点も本指針において明確にすべきである。(団体)	手続の適正性を確保することにより、公正性も確保されるものと考えます。
2	第 1 総論 1 独占禁止法の目的と公正取引委員会の使命	「適正な手続の遵守」は、本来行政手続において最も尊重されるべき本則であるところ、本指針(案)はその点への配慮が欠けている。公正取引委員会の事件調査において、適正な手続による事案の実態解明を一層促進することを期待する。(団体)	手続の適正性の確保については、本指針の「はじめに」において、適正性のより一層の確保の観点について既に記載していることに加え、独占禁止法の目的と公正取引委員会の使命について記載している本指針の第 1 の 1 に、法令に基づき手続の適正性を確保した上で事件調査を行う旨を追記したほか、事件調査に携わる職員の心構えとして、適正手続の遵守について記載している本指針の第 1 の 3 (3) に手続の適正性を確保することが重要であることを自覚しなければならない旨を追記しました。
3		違反被疑事業者等の防御という観点からの検討を求めている私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第 16 条及び平成 25 年 11 月 20 日付け衆議院経済産業委員会附帯決議に鑑み、防御権の保障という観点も総論部分に記載すべきである。 すなわち、まず本指針の第 1 の 1 において、公正取引委員会は、独占禁止法を執行するに際して、適正な手続に基づき、違反被疑事業者等が十分な防御を行うことを確保して事件調査を行う旨が明記されるべきである。また、本指針第 1 の 3 (3) において、	平成 25 年改正法附則等の趣旨も踏まえて検討された「独占禁止法審査手続についての懇談会」(以下「懇談会」といいます。)において、議論の結果、事業者による調査協力のインセンティブ等を確保する仕組みのない現行制度下では、供述聴取時の弁護士の立会いなどを認めるべきとの結論には至りませんでした。他方、現行制度下の標準的な行政調査手続について、適正性をより一層確保する観点等から、指針等を策定することとされたものです。このような経緯からみて、現行制度下における本指針では、御指摘のような修正は適当ではないと考えます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		事件の調査に携わる職員の心構えに関する適正な手続の遵守の内容として、当該違反被疑事業者等が十分な防御を行うことを確保することを心がけるべき旨が明記されるべきである。（団体）	
4		市場における公正で自由な競争を促進し、消費者の利益の確保と経済の健全な発展を図ることが独占禁止法の目的であり、違反行為によって生じる価格の引上げ、サービスの低下等によって被害を受けるのは国民である。公正取引委員会が独占禁止法を執行する際に公正性・透明性が確保されるよう、本指針において、手続を明確化することは望ましいことであるが、現行の独占禁止法の実態解明機能を損なわない内容とすべきであるとする。（団体）	御指摘のとおり、手続の適正性を確保するとともに、公正取引委員会の実態解明機能を確保することも重要であると考えます。
5		公正取引委員会による事件調査手続としては、行政調査手続のほか、犯則調査手続がある。この犯則調査手続は事件調査手続の一環として実施されるものであるから、同手続についての指針も併せて設けられるべきである。（団体）	本指針は懇談会での議論を踏まえて作成しているものです。懇談会においては、実際の独占禁止法違反事件の大部分が行政調査手続により処理されている現状などを踏まえ、行政調査手続を対象として議論が行われ、行政調査手続についての指針等を策定し、公表することとされたものです。
6		（注３）に、「行政調査手続（排除措置命令等の行政処分を行うための調査手続）と犯則調査手続（刑事処分を求めて告発を行うための調査手続）」とあるが、公正取引委員会の調査権限は独占禁止法違反の有無を明らかにするために付与されているのであって、「行政処分を行うため」や「告発を行うため」に付与されているのではない。本指針（案）の記載は、公正取引委員会が予断を持って事件調査に臨んでいるのではないかと疑義を生	公正取引委員会による行政処分及び刑事告発は、事件調査の結果、違反事実が認められた場合に行うものであり、事件調査を行う前から、あらかじめこれらの処分等を行うことを前提としているものではありませんが、明確化の観点から次のとおり修正しました（併せて記載箇所を（注１）に移動しました。）。 「行政調査手続（排除措置命令等の行政処分の対象となり得る独占禁止法違反被疑事件を審査するための手続）と犯則調査手続

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		じさせるものであるから、適切な修正がなされるべきである。(団体)	(刑事処分を求める告発の対象となり得る独占禁止法違反被疑事件を調査するための手続)」
7	第1 総論 2 公正取引委員会における事件調査の体制と監督者の責務	違反被疑事業者等からの自主的な説明・意見陳述は、事件調査を行う審査官にとって必要であり、両者間で対話が行われる機会があることを示す必要がある。この当事者間の双方向の対話は、審査官との間のみではなく、必要に応じて審査官の監督者である審査長、上席審査専門官等との対話を重視することも記載することが望ましい。 また、審査長、上席審査専門官等は、違反被疑事業者等から申入れ等があった場合、当該申入れ等の内容及びこれに対する対応について、事務総長及び審査局長に報告することとすべきである。(団体、弁護士)	本指針の第1の2(2)において、審査長、上席審査専門官等は、違反被疑事業者等から、調査手法についての申入れその他担当事件に関して意見があった場合、誠意をもってこれに対応することとしており、今後とも、審査長、上席審査専門官等は、違反被疑事業者等との意思疎通を適切に図ってまいります。 審査長、上席審査専門官等から事務総長又は審査局長への報告については、必要に応じて、適切に行ってまいります。
8		審査長、上席審査専門官等は、適正な手続を確保するために審査官等を指揮・監督する立場にあることから、その役割・責務を本指針の中で明確にする必要があり、「監督者の責務」として、「審査長、上席審査専門官等は、違反被疑事業者等から申入れ等があった場合には、誠実に調査を行った上、改めるべき事項が確認された場合には、審査官に対して改めるよう指示・指導する」とともに、「調査の結果、特段の対応を行わないとした場合には、審査官をして、聴取対象者等に対してその理由についてフィードバックを行わせる」旨が記載されるべきである。(団体)	本指針の第1の2(2)に記載のとおり、審査長、上席審査専門官等は、違反被疑事業者等から、直接又は代理人を通じて、調査手法についての申入れその他担当事件に関して意見があった場合には、誠意をもってこれに対応してまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
9		「ただし、これらの意見に拘束されるものではない。」との一文により、公正取引委員会の自由裁量を過度に強調している印象を受ける。違反被疑事業者等からの単なる「意見」に審査官が拘束されないのは当然であり、あえてこの点をただし書によって強調することは、審査官に対して、当事者の意見を見做し軽視してよいという誤ったメッセージを予期せず送ることになるおそれがあり、妥当ではないため、この一文を削除すべきである。 (団体)	本指針の第1の2(2)において、違反被疑事業者等からの申入れその他意見については、審査長、上席審査専門官等が真摯にこれを聞き、誠意をもって対応することを示しているものであり、御指摘の一文を削除すると、申入れその他意見について、これを全て受け入れるものと誤読する可能性があるため、審査官等向けの本指針には、当該記述は必要なものと考えます。
10	第1 総論 3 事件調査に携わる職員の心構え (1) 事件調査における心構え	本指針(案)の第1の3が審査官を対象にすることを明確にすべきであり、第1の3(2)～(4)における「事件調査に携わる職員」は「審査官等」とするのが適切である。(弁護士)	本指針の第1の3については、審査官として指定された職員やその補助となる職員(審査官等)はもちろんですが、それ以外にも、それらを指揮・監督する立場にある審査局長、審査管理官についても、事件調査に携わる職員として対象とすべきであると考え、このように記載しております。
11	第1 総論 3 事件調査に携わる職員の心構え (2) 綱紀・品位・秘密の保持	「職員の心構え」とあるが、特に秘密保持は独占禁止法39条の規定に基づく法令上の義務であるから、「職員の義務」と明記し、法令上の義務であることを明示した方が適切ではないか。(団体、弁護士)	「職員の心構え」として、法令上の義務を遵守することを記載しています。 なお、秘密保持が法令上の義務であることを明確にするため、本指針の第1の3(2)の末尾に「(独占禁止法第39条)」と記載したほか、関連条文(抜粋)に同条の規定を追加しました。
12	第1 総論 3 事件調査	本指針(案)の記載は、あたかも供述聴取における供述の内容に信用性がないことを前提としているかのような印象を与え、予	予断を排することは、審査官等が供述聴取を行う際の前提であり、その上で、予断を排して聴取した内容の合理性、客観的事実

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
	に携わる職員の心構え (4) 効率的・効果的な事件	断を持った聴取を是認する方向に働く可能性があるため、「整合性等について十分に検討した上で」との記述については、「整合性等について <u>予断を排して</u> 十分に検討した上で」とすべきである。(団体)	との整合性等を十分に検討すべきもの(客観的事実との整合性等を検討することは予断ではない)と考えますので、「予断を排して慎重かつ詳細に聴取し」と記載しています。
1 3	調査と多面的な検討	審査官は聴取対象者の供述内容をそのまま調書に記録すべきであり、調書作成段階において、供述の信用性について審査官の判断が加味される必要はないと考える。このことと、調書と他の客観的事実との整合性について検討されることは、全く別の事項なのであるから、調書作成段階の心構えと、調書等を踏まえた信用性判断を行う段階の心構えは区別して記載されるべきである。(団体)	本指針の第2の2(5)イに記載のとおり、審査官等は「それまでに収集した様々な物的証拠や供述等を総合的に勘案した上で、当該事件に関係し、かつ、必要と認める内容について、聴取対象者の供述内容を正確に録取し、」調書を作成するものです。これは、第1の3(4)に示した心構えの趣旨と矛盾するものではありません。
1 4	第2 事件調査手続 1 立入検査	立入検査以外に、提出命令等の調査方法が存在することから、「事件調査手続」全体の内容を説明すべきである。また、本指針において、事件調査手続だけではなく、事件調査の立件から排除措置命令に至るまでの事件処理の全手続をカバーするとともに、その過程をフローチャートで示すべきである。(学者)	提出命令等その他の調査方法についても、本指針において記載しているところです。また、別途公表した指針の内容を踏まえて事業者等向けに作成した資料(以下「事業者等向け説明資料」という。)において、事件処理の全体の流れについて、フローチャートを用いて説明しています。
1 5		立入検査について、報道機関への情報漏洩が頻繁に発生していると思われ、あらゆる報道機関を含む第三者への情報漏洩について、漏洩の情報源を特定するため公正取引委員会によって誠実に事件調査が行われ、将来の漏洩を防ぐための措置が採用されるべきである。それが防げなければ、公正取引委員会への情報提供に萎縮効果をもたらす。(団体、弁護士)	報道関係者に事前に立入検査について情報提供するような行為は一切行っていません。 なお、立入検査が行われた後、当日に報道機関から問い合わせがあった場合には、誤った事実関係が報道されることは公正取引委員会の適切な事件調査に影響があるだけでなく、事件関係者にも悪影響が懸念されることから、先方から確認を求められた内容

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			につき、答えられる範囲内でその正誤を応答しています。 事件調査の成否に大きく影響する立入検査の情報には万全の機密保持を図っているところ、今後とも適切に情報管理を行ってまいります。
16	第2 事件調査手続 1 立入検査 (1) 根拠・法的性格	間接強制の意味について、最高裁判例（昭和48年7月10日決定 刑集27巻7号1205頁）で述べられているとおり、独占禁止法第47条に基づく行政調査が罰則によって間接強制されているといっても、違反被疑事業者等の意思を無視して実力を行使して検査することができるわけではない。行政調査は相手方の任意の協力の下に実施すべきものであるため、「違反被疑事業者等が、調査に応じるか否かを任意に判断できる性格のものではない。」との記載は削除すべきである。（団体）	御指摘の判例では、「前記規定に基づく質問検査に対しては相手方はこれを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであつて、ただ、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合には、それ以上直接的物理的に右義務の履行を強制しえないという関係を称して一般に『任意調査』と表現されているだけのこと、」と述べられており、間接強制力を伴う調査に応じるか否かを違反被疑事業者等が任意に判断できるものであるとは述べられていません。 円滑な立入検査の実施のためには、違反被疑事業者等の協力を得ることは望ましいことですが、立入検査では、審査官等が実力を行使して強制することができないというだけであつて、相手方には事件調査を受忍する義務があり、事件調査に応じるか否かが全くの任意であるというものではないと考えます。
17		立入検査その他の処分について、本指針（案）では、それらが間接強制による手続であることは一応説明しているが、「行政上の義務を課し、その履行が罰則により担保されている」との記述からは、正当な理由があれば立入検査を拒み得る場合があることは読み取りにくい。端的に、「立入検査その他の処分は、違反被疑事業者等の任意の協力を得て行うべきものであるが、正当	御指摘を踏まえ、本指針の第2の1（1）及び2（1）を修正しました。 ただし、これまでの判例等で示された行政調査を拒み得る理由（正当な理由）は、行政機関職員の身分証の不携帯等の手続上の瑕疵を理由とするものに限られており、公正取引委員会としては、このほか正当な理由があると認められるのは、天災、重篤な

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		な理由なく検査その他の処分を拒否したときは、罰則（独占禁止法第 94 条）が科される場合がある。」と記載すべきである。（団体）	疾患などの極めて例外的なものに限られるものと考えます。
18		本指針（案）の第 2 の 1（1）では「 <u>違反被疑事業者等</u> の営業所その他必要な場所に立ち入り」と記載されているが、独占禁止法 47 条 1 項 4 号の規定では「 <u>事件関係人</u> の営業所その他必要な場所に立ち入り」となっている（この点、「事件関係人又は参考人」となっている同項 1 号とは異なっている。）。本指針（案）の第 1 の 1（注 2）では、「違反被疑事業者等」は「事件関係人のほか、参考人を含む」とされているので、法律の規定との間で齟齬が生じていると思われるため、法律の規定に沿うよう適宜修正するのが適切ではないか。（弁護士）	事件関係人以外の参考人の営業所等に立入検査を行うことについて、法律で明示的に禁止されているわけではなく、独占禁止法第 47 条第 1 項第 4 号の「その他必要な場所」に含まれるものと考えられ、本指針の記載でも法律の規定との間に齟齬は生じていないと考えます。
19	第 2 事件調査手続 1 立入検査 (2) 立入検査時の手続・説明事項	違反被疑事実等の告知書を交付する際には、告知書記載の事項を説明するだけでなく、手続の適正さを確保するために、検査への協力依頼のみならず、具体的な検査の内容、検査実施の手順、必要な提出資料の一覧等について説明事項を客観化して整理し、それに基づいて説明すべきである。（団体）	具体的な検査の内容及び検査実施の手順については、事業者等向け説明資料でフローチャートも用いて明確化しており、当該資料は立入検査開始の際に違反被疑事業者等に手交することとしています。 必要な提出資料の一覧につきましては、個別具体的な事件の性質等によって異なるものであり、そもそも検査を行うまで、どの資料を提出してもらうこととなるか分からないため、事前に一覧にすることは困難であると考えます。 なお、提出命令の際には、提出を命じる物件の一覧を目録として添付します。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
20		立入検査に際して、審査官は、違反被疑事実の要旨を記載した告知書を交付するとともに、事業者等向け説明資料を手交すると記載されていますが、違反被疑事実の要旨及び説明資料における記載内容については、その後の立入検査の対象範囲の合理性を判断するために十分かつ必要な情報が含まれるべきであり、また、事業者側の効率的な防御活動を可能にし得る内容とされなければならない。(団体)	本指針に記載したとおり、立入検査に際して、審査官は、立入検査場所の責任者等に対し、行政調査の根拠条文、事件名、違反被疑事実の要旨、関係法条等を記載した告知書を交付し、検査に応じない場合の罰則等について説明しています。 他方、事件調査の初期段階である立入検査の時点では、被疑の段階であること、端緒となる情報源の秘密性を確保する必要があることから、違反被疑事実の内容に関して詳細に記載することは困難であると考えます。
21		本指針(案)では、立入検査時及び供述聴取時に事業者等向け説明資料を手交するとされているに過ぎず、違反被疑事業者等への説明として不十分であるため、以下の事項について、立入検査時及び供述聴取時に審査官等が口頭で説明すべきである。 ① 立入検査には違反被疑事業者等が弁護士を立ち合わせる事ができること ② 立入検査における提出物件のうち日々の営業活動に用いる必要があると認められるものについては、検査当日に謄写が認められること ③ 供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い、供述聴取過程の録音・録画、調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付及び供述聴取時における聴取対象者によるメモの録取の可否 ④ 供述聴取の休憩時間には、聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることが妨げら	立入検査及び供述聴取の際に、その法的性格(これから始める事件調査手続が独占禁止法第47条の権限に基づくものであるか否か)について、あらかじめ違反被疑事業者等に知らせておくという意味で重要であるため、それらについては、指針等に明記した上で、当該事件調査の開始時に、直接、相手方に説明する必要性は高いものと考えられます。他方、御指摘の事項については、本指針だけではなく、事業者等向け説明資料にも記載して公表する上、立入検査開始時に同資料を手交するほか、供述聴取に係る事前連絡時又は出頭命令時に、当該資料のウェブ掲載場所を伝えるとともに、聴取対象者が事前に当該資料を確認していない場合には、初回の供述聴取の開始時に、当該資料を手交することとしており、違反被疑事業者等はその内容について把握することができると考えられるため、告知することまでは必要ないと考えます。 なお、懇談会報告書においても、「供述人に対して明確にする

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		れないこと ⑤ 任意の供述聴取の場合にはこれを供述調書とする可能性があること、また、審尋の場合には審尋調書を作成すること ⑥ 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立てができること及び申立て窓口等の手続や申立てができる期間 (団体)	必要がある事項については、例えば、供述聴取を実施する前などの適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、供述人に伝えることが適当との結論に至った。」と記載されています。
2 2		本指針（案）は、懇談会報告書において、「適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、事業者に伝えることが適当である」とされたことについて、本指針の内容を踏まえて事業者等向けに資料を作成し、それをウェブに掲載し、立入検査や供述聴取の際に手交などすることとされており、更に手続の透明性を高め、事件調査を受ける側の従業員の不安感も軽減していこうとする姿勢も見ることができる。懇談会においては、立入検査や供述聴取のルールについて広く口頭での告知を求める意見があったが、開始前の口頭での告知事項をむやみに増やすと、開始するまでに必要以上に時間がかかり、例えば、立入検査では証拠隠滅のおそれが生じるなど、円滑な事件調査に支障が生じるおそれがあると考えられる。本指針（案）においては、立入検査や供述聴取の根拠や法的性格については、事業者等向け説明資料の手交等に加えて、必ず説明することとされており、それ以外の手順やルールについても、本指針（案）に分かりやすく記載されており、そ	御指摘のとおり、告知事項をむやみに増やすことは、円滑な事件調査に支障が生じるおそれがあると考えます。 事業者等向け説明資料の手交等は、今後、適切に行ってまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		れと同内容の事業者等向け説明資料を手交等することとされていることから、それで十分と考える。(団体)	
2 3		審査官が事業所等に赴き、相手方の同意の下で資料の提出等を依頼する場合には、提出した資料については、海外（弁護士・依頼者間秘匿特権が認められている国・地域）における秘匿特権を放棄したとみなされるおそれがあることを説明する旨追記すべきである。 同様に、物件の提出を命じ留置する場合においても、提出命令に基づき提出した資料については、海外（秘匿特権が認められている国・地域）の裁判所や競争当局の判断により、秘匿特権を放棄したとみなされるおそれがあることを説明する旨を追記すべきである。(団体)	いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権（以下「秘匿特権」といいます。）に関して、海外において秘匿特権の対象とされる文書を公正取引委員会に対して任意に提出することにより、海外の当局や裁判所から秘匿特権を放棄したものと評価され、当該文書を提出せざるを得なくなるのではないかと懸念の声があることは承知していますが、外国における事業者等の権利及びその解釈については、公正取引委員会として告知できる立場にはないと考えます。 なお、提出命令に基づいて公正取引委員会に対して当該文書を提出したとしても、少なくとも米国の一部の裁判例では、当局の命令を受けて提出する場合には秘匿特権は失われないという判断がなされた例があり、他方で、放棄に当たるとされた判決等は承知していません。
2 4		適正手続の保障の観点から、任意調査とは名ばかりの実質的な強制調査が行われることがないようにするため、任意の事件調査においても、審査官は、任意の事件調査から立入検査への移行の可能性に言及すること等によって、半ば強制的に相手方を事件調査に協力させてはならない旨を明記すべきである。(団体)	任意の事件調査は、本指針の第2の1(2)等に記載のとおり、相手方に対して、任意の協力に基づいて行うものであることを説明し、同意を得た上で事件調査を行います。また、任意の事件調査において任意性を損ねるような行為を行ってはならないことは事件調査全体を通じた当然の前提であり、その点については、本指針の第1の3(3)に明示しています。
2 5		審査官及び事件調査に携わる職員のために、現に業務を行っている場所で原資料の提出を求める場合の注意事項、検査先の業務	本指針の第2の1(4)ウにおいて、「日々の事業活動に用いる必要があると認められるものについて、立入検査の円滑な実施

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		等に支障が生じないようにするための配慮事項等についても、本指針の内容として整理し、適正な手続に従った運用がなされるように配慮すべきである。(団体)	に支障がない範囲で」立入検査当日の留置物の謄写を認める旨を記載しています。
26		違反被疑事業者等に対する立入検査の日時の事前告知は、証拠保全等の理由により認められないとしても、違反被疑事業者等の特性、検査の効率性、検査先の負担軽減等を総合的に考慮し、立入検査に際して、必要に応じて事前に告知する場合があることを明記すべきである。(団体)	御指摘のとおり、独占禁止法違反被疑事件の立入検査については、証拠保全等の必要性があることから、立入検査の日時の事前告知は一切行っていません。したがって、「事前に告知する場合がある」と記載することは適当ではないと考えます。
27		間接強制力を伴わない任意の事件調査では、(間接強制力を伴う立入検査では身分を示す審査官証の提示があるのに対して)身分を示す行為を要しないようにも読める。公正取引委員会の審査官であると名乗るだけでなく、審査官であることを身分証の提示等によって明らかにすべきである。(団体)	御指摘を踏まえ、本指針の第2の1(2)に公正取引委員会の職員としての身分証明書等を提示することを明記しました。
28	第2 事件調査手続 1 立入検査 (3) 立入検査の対象範囲	本指針(案)では、「立入検査(物件の提出命令)は・・・(略)・・・審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場所に対して(範囲で)行うものであり」としているところ、必要性の合理的判断に関しては、審査官の裁量により対象が広がり過ぎる懸念があるため、より正確に「合理的な根拠に基づく、客観的なものでなければならないこと」を明確にし、また、立入検査の対象範囲についても、違反被疑事業者等の私的利益との衡量において「社会通念上相当な限度にとどまるものであること」を明確にすべきである。(団体、弁護士)	最高裁判例(昭和48年7月10日決定 刑集27巻7号1205頁)によると、立入検査の対象範囲については、権限ある税務職員の裁量的判断が認められており、御指摘のような客観的必要性等まで求められているものではないと考えます。独占禁止法第47条においても、「事件について必要な調査をするため」「必要な場所に立ち入り」とされており、立入検査の範囲については、事件調査を行うために必要な法律及び経済に関する知識経験を有する審査官の裁量に委ねられているものと考えます。 審査官の判断が合理的であるべきなのは御指摘のとおりですので、今後とも、適切に運用してまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
29		法務部門は社内で独占禁止法コンプライアンスを徹底する立場にあり、営業部門等から様々な相談が寄せられ、必要に応じて弁護士からの助言を得て適切な対応を取るようアドバイスを行っている。しかし、これらの相談・助言等に関する資料等が事件調査の対象となると、法務部門への相談そのものが躊躇されることとなり、独占禁止法コンプライアンスの推進を阻害するおそれがあることから、法務部門については立入検査の対象範囲の例示から削除すべきである。 法務部門に対する立入検査は慎重になされ、かつ、その範囲も社会通念上相当な限度でなされなければならないことを明記すべきである。(団体)	通常、立入検査は違反被疑事業者等の営業部門や経理部門を主な対象として行われていることから、次のとおり修正しました。 「立入検査は、違反被疑事業者等の営業部門、経理部門等その名称にかかわらず、(略)」 ただし、立入検査の範囲については、事件調査を行うために必要な法律及び経済に関する知識経験を有する審査官の裁量に委ねられているものであり、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場合には、法務部門等を検査対象とし、必要な物件を留置し得ることは、刑事手続や他の行政調査手続と変わるものではありません。
30		経理部門、法務部門等では、営業部門で独占禁止法上問題になる可能性がある事項について、営業部門に所在する一次資料に基づき、外部専門家に相談するために作成した二次資料が存在することがある。しかし、立入検査の対象は一次資料であるべきであり、独占禁止法上問題になる可能性があるとして作成した二次資料は立入検査の対象外とされるべきである。また、二次資料を立入検査の対象とすると、コンプライアンスのために作成した二次資料で独占禁止法違反が認定されることになりかねず、コンプライアンス経営の要求の趣旨にも反する。そのため、一次資料の所在が想定される部門以外の部門を立入検査の対象とする場合には、一次資料が当該部門に所在することが明らかであるといった	立入検査の対象場所や留置する文書等については、判例又は条文上、特に制限があるわけではなく、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場合には、経理部門、法務部門等も検査対象となります。 物件の保存状況は、個別具体的な事案ごと、事業者ごとに異なるところ、二次資料を一律に立入検査の対象外とすることは、適当ではないと考えます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		客観的事実に基づき合理的に判断されることを必要とすべきである。(団体)	
3 1		「従業員の居宅等」への立入検査については、これらの場所に立入検査を行うことはプライバシーの侵害となるおそれが大きく、個人の住宅に違反被疑事実に関する証拠が存在する可能性とのバランスが求められるべきである。したがって、これらの場所に立入検査を行う場合には、違反被疑事実に関する資料が存在することが疑われる根拠を立入検査に支障のない範囲で当該場所の管理者に説明すべきであるし、その旨本指針にも明記されたい。(団体)	御指摘のとおり、従業員の居宅等への立入検査を行う場合には、個人の権利侵害の度合いと違反被疑事実に関する証拠が存在する可能性とのバランスが求められるべきですが、当該居宅等に違反被疑事実に関する資料が存在することが疑われ、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場合には立入検査の対象となります。今後とも、従業員の居宅等への検査を行うに当たっては、検査対象者に検査の趣旨等を説明するとともに、検査中に不当に個人の権利を侵害することのないよう適切に運用してまいります。
3 2	第 2 事件調査 1 立入検査 (4) 物件の提出及び留置に係る手続	個人の所有物でプライバシー性の高いもの(手帳、携帯電話等)については、その運用は慎重なものでなければならず、提出を命じる際には、違反被疑事実に関わる情報が含まれているとの必要性を具体的に説明するようにすべきである。(団体)	個人の手帳・携帯電話等のようなプライバシー性の高いものであっても、手帳等は当該人物の行動記録であり、事件に関する重要な情報が含まれていることが疑われ、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断すれば提出を命じることになります。 なお、留置物に含まれる個人情報については厳重に管理しており、慎重に取り扱っています。
3 3		公正取引委員会の調査権限は、あくまでも違反被疑事件の調査に必要な範囲に限定されるべきである。提出命令の対象となる物件は、事件調査において必要な範囲に限定すべきであり、対象事業部門内でも明らかに当該事件に関係がない者や部門の物件は対象外とすべきである。(団体)	審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した範囲で物件の提出を命じており、明らかに当該事件に関係がない内容の物件について提出を命じることはありません。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
3 4		立入検査当日における提出物件の謄写について、そもそも立入検査時に提出物件の謄写を禁じる法的根拠はなく、立入検査当日における提出物件の謄写の求めは違反被疑事業者等の権利として認められるべきであり、原則として、違反被疑事業者等が希望するもの全てについて認められるべきである。 提出物件は、違反被疑事業者等の内部調査・リニエンシー（事件調査開始後の申請）の検討、その後の手続における防御権の行使をする上で必要な資料も含まれるところ、「日々の事業活動に用いる必要がある」か否かは公正取引委員会に判断できるものではなく、違反被疑事業者等自身が判断すべきである。また、謄写を認められるべき提出物件を「日々の事業活動に用いる必要があると認められるもの」に限定するのは、これまでの実務で認められていた範囲を狭めるものではないか。（団体）	懇談会報告書において、「立入検査当日における提出物件の謄写については、これを事業者の権利として認めることは適当ではなく、運用上、日々の営業活動に用いる必要があると認められる物件について、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲での謄写が認められることが適当」と結論付けられています。 物件の提出命令は、審査官が当該物件を確認の上、事件調査に必要であると合理的に判断した範囲で行うものであり、また、提出物件の閲覧・謄写は、公正取引委員会の審査に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第 5 号。以下「審査規則」といいます。）第 18 条の規定に基づいて、立入検査の翌日以降にも可能であるところ、公正取引委員会としては、例えば、その謄写作業に非常に時間を要するような場合など、円滑な検査の実施に支障が生じる場合には、当日の謄写を認めることは適当ではないものと考えます。 本指針は、謄写の範囲に係る現行の実務の範囲を変更するものではありません。 なお、立入検査後の課徴金減免申請は、検査当日に詳細な資料を全て揃えた上で課徴金減免管理官に提出しなければ行えないものではなく、後日、期限までに必要な資料を提出することが認められています。
3 5		立入検査当日の提出物件の謄写について、「立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で認めるものとする」とあるが、支障がある場合を具体的に例示すべきである。提出物件について廃棄の可	御指摘のように、提出物件を破棄される可能性がある場合には、円滑な検査の実施に支障が生じ得ると考えられますが、「立入検査の円滑な実施に支障がない範囲」については、個別具体的

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		能性がある場合など限定的に解釈されるものと思われるが、そのような趣旨であることを明示すべきである。(弁護士)	な事案ごとに判断されるものであるため、本指針において具体的に例示することは困難です。
36		本指針(案)の第2の1(4)ウにおいて、「事業者の権利として認められるものではないが」とあるが、例えば、従業員の居宅等に立ち入った場合や、個人の所有物の提出を命じる場合において、「事業者」ではない「個人」の権利として謄写を認めるのか否かについては明示されていないため、この点についても位置付けを明確にした方が適切ではないか。(弁護士)	事業者であるか個人であるかにかかわらず、立入検査当日における提出物件の謄写が権利として認められないことは同じであると考えます。
37		懇談会報告書において、立入検査の翌日以降の謄写に関し、「謄写を請求しても数週間待たされる」といった指摘が紹介されていることを踏まえ、事業活動の継続性への配慮の観点から、日程調整を行うに当たっては違反被疑事業者等ができる限り早期に謄写することができるように配慮する旨を明記すべきである。(団体)	立入検査の翌日以降の提出物件の閲覧・謄写については、事件調査に支障がない限り、日程を遅らせることはなく、これまでも、できる限り早期に閲覧・謄写することができるよう配慮しており、その旨を本指針の第2の1(4)ウに追記しました。ただし、違反被疑事業者等との日程調整の中で、例えば、立入検査の直後は、留置した数多くの物件を早急に整理しなければならず、対応する場所及び人員にも限りがあるため、その間は閲覧・謄写の要請に応えられないこともあることから、御希望どおりに応じられない場合もあります。 なお、立入検査の直後にコピーが手元にないと困るような日々の事業活動に用いる必要があると認められる提出物件については、立入検査の円滑な実施に支障のない範囲で当日の謄写も認めています。
38		懇談会報告書において、「公正取引委員会において・・・(略)・・・物件謄写用のコピー機(有料)を常設すべき」との意見が紹介さ	「可能な範囲において複写機の貸与を認める」などとした場合、その範囲の線引きができず、結局、大量の複写を認めること

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		れていたことを踏まえ、事業活動の継続性への配慮の観点から、可能な範囲において複写機の貸与を認めるなどの暫定的な措置についても明記すべきである。(団体)	になり、現段階では公正取引委員会が複写料金を受領することはできないなどの問題があることから、御指摘のような措置を明記することは適当ではないと考えます。 なお、本指針の第2の1(4)ウに記載のとおり、謄写の方法については、違反被疑事業者等所有の複写機だけでなく、デジタルカメラ、スキャナー等の電子機器を用いることもできます。 有料の複写機の設置については、今後、実現に向けて検討してまいりたいと考えます。
39		立入検査翌日以降の提出物件の謄写について、違反被疑事業者等が持ち込む複写機の数、謄写を行う従業員の数及び謄写の行われる時間について制限がないことを明記すべきである。(団体)	電源容量の確保等の庁舎管理上の制約から、違反被疑事業者等が持ち込む複写機の数等について調整させていただくことはありますが、基本的には、違反被疑事業者等が持ち込む複写機の数等については特に制限しているものではありません。 ただし、立入検査直後には、留置した数多くの物件を早急に整理しなければならず、対応する場所及び人員にも限りがあるため、その間は御希望どおりに謄写に応じられないこともあることから、制限がない旨を明記することは適当ではないと考えます。
40		公正取引委員会によって書類の原本を留置される現状の下、公正取引委員会から提示される目録は非常に簡略化されており、立入検査後に違反被疑事業者等側でどの書類が留置されたか、その内容を特定するためには不十分であるが、本指針(案)では、現在の運用よりも詳細な目録を提示すべきことを審査官等に対して求めておらず、調査対象の違反被疑事業者等に十分な保護を与えていない。(団体)	提出物件の目録には、帳簿書類その他の物件の標題等を記載するとともに、所在していた場所や所持者、管理者等を記載して、できる限り当該物件を特定できるようにしています。また、留置に当たっては、検査場所の責任者等の面前で物件を一点ずつ提示し、全物件について当該目録の記載との照合を行うこととしています。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
4 1		ノートの1冊の書き出し部分のみを記載し、「他〇冊」と記載するのは、当該「他〇冊」の特定性が極めて不明確となるため、避けるべきであり、本指針（案）の記載を「当該目録には、帳簿書類その他の物件の標題等を、可能な限り具体的かつ明確に当該物件を特定できるように、同一内容又は関連していることが明らかかなものを除き複数物件をまとめて記載することなく、記載するとともに…」と修正すべきである。（団体）	複数のノートや雑多な書類等をそれぞれまとめて1つの封筒に入れて留置することはありますが、複数の異なる所持者の物件を一つの封筒に混在させることはありません。 提出物件の目録の備考欄には所持者等の氏名及び出所を記載しているため、所持者本人が目録を見ればどのような物件なのかを把握することが可能であると考えます。
4 2		提出する全物件についての目録を違反被疑事業者等側に手渡す旨を記載すべきである。（学者）	現行の実務において、提出命令書及び留置物に係る通知書に目録を添付して違反被疑事業者等に手交しており、その旨は本指針にも記載しています。
4 3		任意に提出された物件に関しても、審査官は提出された物件について留置品目録と同様の目録（任意提出物件目録）を作成し任意提出者に交付する運用を行うべきであり、本指針の第2の1（4）イに「そうした任意提出物件目録の作成と提出者への交付」について記載するのが相当である（留置物件については審査規則第15条、16条）。（弁護士）	審査規則第19条に規定されているとおり、公正取引委員会の職員は、任意提出を受ける際、必要があると認めるときは、提出者となる違反被疑事業者等に、提出物件の品目等を記載した文書（任意提出書）を提出していただくこととなっています。 なお、この場合、提出者から提出物件の品目録の交付について要望があった場合には、任意提出書の品目録の写しを交付することとしています。
4 4		公正取引委員会は、立入検査において、書類、手帳、携帯電話、USBメモリ等の物件を検査し必要なものは提出を命じ留置するほか、コンピュータに保存されている文書やeメールを検査し、必要なものは印刷又は記録媒体に保存して留置するものと思われる。本指針において、コンピュータに保存されている文書やeメールについても検査し、必要なものは記録媒体に保存するなどし	御指摘を踏まえ、電子データの提出・留置について、本指針の第2の1（4）アに追記しました。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		て留置することができることを記載してはどうか。（弁護士，学者）	
4 5		公正取引委員会が保有する資料について，意見聴取の通知前であっても，違反被疑事業者等の防御権の確保の観点から，閲覧・謄写できることを認める旨を明記すべきである。 また，意見聴取手続における証拠の閲覧・謄写（公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成 27 年公正取引委員会規則第 1 号。以下「意見聴取規則」という。）第 12 条，第 13 条）についても，具体的な運用方針を記載すべきである。（団体）	違反被疑事業者等に提出を命じた物件については，事件調査中（意見聴取の通知前）であっても，審査規則第 18 条に基づき，当該違反被疑事業者等が閲覧・謄写を行うことができます。また，意見聴取手続においては，独占禁止法第 52 条第 1 項に基づき，公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写（いわゆる他社証拠を含む。謄写については自社証拠に限る。）を求めることができます（そのうち違反被疑事業者等に提出を命じた物件に該当しないものについては，意見聴取の通知前に閲覧・謄写を求めることはできません。）。 本指針はあくまで実態解明プロセスである行政調査手続（独占禁止法第 47 条の間接強制権限及び相手方の任意の協力に基づく事件調査手続）についての指針であるため，意見聴取手続における具体的な運用方針を記載することは適当ではなく，また，意見聴取手続における証拠の閲覧・謄写に係る具体的な手続については，意見聴取規則において既に定めており，これで十分であると考えます。
4 6		留置された物件について，違反被疑事実がないと判断された場合には，速やかに返却することを明記すべきである。また，排除措置命令等の行政処分後も留置する場合には，その理由を付して書面で被押収者に通知すべきである。（団体）	御指摘を踏まえ，本指針の第 2 の 1（4）エとして，還付について追記しました。 留置物の還付・仮還付については，今後とも適切に運用してまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
4 7		公正取引委員会は、違反被疑事業者等の事業活動を不当に妨げるような方法で立入検査を行うべきではなく、検査の効率性という観点からも、立入検査当日、複数の拠点に対する立入検査において、それぞれの審査官等が重複する内容の命令・依頼をしないよう調整されるべきであり、この旨を本指針の然るべき箇所に明記すべきである。支社等に固有のものでなければ、公正取引委員会と違反被疑事業者等の本社で命令・依頼に関するやりとりを行うべきである。（団体）	事件調査に必要となる物件は、個別具体的な事件ごとに異なり、事案によっては本社だけではなく支社等にも同一の情報が共有されているということ自体が重要な情報となる場合もあるため、御指摘のような一律の運用は適当ではないと考えます。
4 8		立入検査の際に、独占禁止法第 47 条第 1 項第 3 号に基づき、文書等の提出を命じてその資料を即刻留置しているが、同条第 1 項第 1 号の規定に基づく報告命令においては、通常、資料の提出までに一定の猶予期間を設けられているのであるから、提出命令の場合にも一定の猶予期間を認めるべきである。物件の提出に期間の猶予を認めれば、提出物件の謄写の問題は解消すると考える。（弁護士）	独占禁止法第 47 条第 1 項第 1 号の報告命令の場合と異なり、同条第 1 項第 3 号の提出命令の場合は、通常、猶予期間を設けず、命令と同時に物件の提出を求めています。これは、立入検査の際の提出物件は重要な証拠物を含むものであり、証拠隠滅を防ぐ観点から、速やかに提出してもらう必要があるものです。資料の破棄・改ざん・隠蔽等に対しては独占禁止法第 94 条の罰則が適用されることがある旨を明示しても、仮に違反被疑事業者等において提出物件の現状保持が適切になされず、重要な証拠物件が失われたとすれば、公正取引委員会として違反行為を立証することは非常に困難になるものと考えます。
4 9		審査官が事業所等に赴き、相手方の同意の下で資料の提出等を依頼する場合には、「応じない場合でも事業者が不利益な取扱いを受けることはない」ことを説明する旨追記すべきである。また、相手方から得る同意は、事件調査を受けること自体の同意だけではなく、事件調査の対象範囲や物件の提出、留置に関しても各々	違反被疑事業者等の任意の協力に基づいて資料の提出等を依頼する場合については、審査官等は相手方に対して独占禁止法第 47 条に基づくものではない旨を説明（本指針及び事業者等向け説明資料にも記載）することで、これに応じない場合でも罰則の適用がないことは明確に伝わるものと考えます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		同意が必要である旨を明記すべきである。(団体)	なお、違反被疑事業者等の任意の協力に基づく事件調査であっても、事案の実態を解明するため協力していただく必要があると考えており、御指摘のような説明をすると、事件調査に応じなくてもよいと公正取引委員会側から懲憑するようで適切ではないと考えます。 任意の事件調査においては、違反被疑事業者等の任意の協力に基づいて行うものであることについて、相手方が的確に理解できるように、適切に運用してまいります。
50	第2 事件調査 1 立入検査 (5)立入検査における弁護士の立会い	「弁護士が到着するまで立入検査の開始を待つ必要はない」と記載されているが、違反被疑事業者等が、弁護士の立会いを求めて立入検査の開始を拒んだ場合でも、間接強制の下では、それ以上の強制はできないと考えられるため、この記載は削除すべきである。 また、立入検査において、違反被疑事業者等からの申入れがあるときは、弁護士が検査場所に到着するのに必要な相当程度の時間は検査の開始を待つという運用がなされるべきである。(団体)	間接強制権限による事件調査では、実力行使による強制ができないというだけで、直接強制ではなくとも、違反被疑事業者等は当該事件調査について受忍義務を負っていますので、弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒否してよいということにはならず、「弁護士が到着するまで立入検査の開始を待つことはしない」旨を削除することは適当ではないと考えます。 また、懇談会報告書でも指摘されたとおり、独占禁止法違反被疑事件の調査では、秘密裏に行われていた違反行為が外形的に明らかになるような物証が乏しく、事業者による調査協力のインセンティブ等を確保する仕組みのない現行制度下では違反被疑事業者等の協力的な対応を期待できないことから、弁護士の到着に必要な相当程度の時間は検査の開始を待つというような運用をすることは適当ではないと考えます。
51		弁護士に相談・確認する時間について立入検査の開始を待つ程度であれば、立入検査の実施に支障が生じるものでもない。記載	弁護士に電話で確認することに必要な時間の一般的な目安を設けることは困難であり、電話相談が終わるまで検査の開始を待

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		としては、「・・・認められるものではないため、弁護士に電話で確認するのに足る時間を超えて、弁護士が到着するまで立入検査の開始を待つ必要はない。」とすべきである。(団体)	つ間に証拠破棄・隠滅等が行われる可能性もあるため、御指摘のような修正を行うことは適当ではないと考えます。
5 2		弁護士の立会いに「立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で」と限定しているが、支障がある場合を具体的に例示すべきである。弁護士の立会いを認めることにより、立入検査の円滑な実施に支障を来す場合は、特に考えられず、適切な具体例を書けないのであれば、このような限定を付すべきではない。(団体、弁護士)	「立入検査の円滑な実施に支障がない範囲」については、支障を来すかどうかは、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、本指針において具体的に例示することは困難です。
5 3		「弁護士の立会いを認めるものとする」と記載されているが、「認めるものとする」との記載であると、これまでは認められなかったものを今般新たに認めることにしたかのような誤解が生じかねない。懇談会報告書にも記載されているように、公正取引委員会では、これまでも「弁護士が立ち会うことを特に拒否しておらず、実務上許容」していたのであり、従前の実務を確認する趣旨であることを明確にし、「弁護士を立ち合わせることができる」という表現に修正すべきである。(団体)	立入検査における弁護士の立会いについては、これまでも認めているものであり、新たに認めることとしたものではないことは御指摘のとおりですが、本指針は、審査官の視点で記載するものであることから、「認めるものとする」という表現を用いたものです。一方で、事業者等向け説明資料においては、「弁護士を立ち合わせることもできます」という表現を用いますので、新たに認められたものであるかのような誤解は生じないものと考えます。
5 4	第 2 事件調査 2 供述聴取 (2) 供述聴取時の 時の手続・説明	任意の供述聴取については、聴取対象者の任意性を確保するためには、供述聴取の法的性格及び任意の供述聴取に同意しない場合の手続の流れを正しく理解した上で、供述聴取に同意することが必要であることから、供述聴取の冒頭において、任意の供述聴取と審尋との相違について適切に説明すべきである。(団体)	本指針の第2の2(2)において、審査官等が任意の供述聴取を行うに当たっては、聴取対象者に対して、任意の供述聴取である旨を明確にした上で、同意を得て行うこと、供述聴取の冒頭において、任意の供述聴取である旨を説明することを明示しています。また、任意の供述聴取に協力が得られない場合には別途審尋

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
	事項		の手続に移行することがある旨も、必要に応じて説明することとしています。
5 5		任意の供述聴取はあくまで聴取対象者の任意に基づく手続であるため、聴取対象者が許容する時間内で行う等、同意の範囲内で行うことを明記すべきである。(団体)	任意の供述聴取を行うことについての同意は、聴取対象者がその日その場所で、公正取引委員会が通常行う方法での供述聴取に応じるという負担を受け入れることについての同意であり、聴取対象者が聴取に応じるかについて判断するためには、聴取の対象となる事件と聴取日、聴取場所が特定されていれば十分であり、聴取対象者が任意の供述聴取を受ける際に、どのような事項について聴取するのかなど何らかの聴取の条件・範囲を定めた上で、事前に同意を得なければ任意の聴取を始めることができないものとは考えられません。このため、御指摘のように「同意の範囲で」との文言を追記することは適当ではないと考えます。
5 6		違反被疑事業者等が供述を行う際、その手続が任意のものであるか否か、任意の手続であることの意味について理解することが、違反被疑事業者等が手続を選択する上で重要であるため、任意の供述聴取について、同意を得るに当たっては、「供述聴取に応じないことにより、聴取対象者及び違反被疑事業者等が不利益な取扱いを受けることはないこと」、「聴取対象者が帰宅や休憩を願い出た場合はこれを認めること」を説明する旨追記すべきである。(団体)	任意の供述聴取においては、任意である旨を聴取対象者に説明（本指針及び事業者等向け説明資料にも記載）することで、これに応じない場合でも罰則の適用がないことは明確に伝わるものと考えます。また、任意の聴取であっても、事案の実態を解明するため自らの経験・認識に基づき事実を話してもらう必要があると考えており、御指摘のような説明をすると、事件調査に応じなくてもよいと公正取引委員会側から慫慂するようで適切ではないと考えます。 さらに、聴取対象者から申入れがあった場合には必ず休憩時間を確保しなければならないこととすると、必要以上に頻繁に供述聴取が中断され、円滑な聴取及び実態解明が妨げられることにな

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			とを考えます。休憩時間の確保については、今後とも、適切に運用してまいります。
5 7		供述聴取が複数回に及ぶ場合においては、供述聴取の都度、任意の供述聴取であるか審尋であるか、回答義務があるか否かについて審査官等が説明することを、本指針に明確に記載すべきである。(団体)	御指摘及び現行の実務を踏まえ、明確化の観点から本指針の第2の2(2)ア(ア)及び第2の2(2)イ(ア)に「その都度」と追記しました。供述聴取が複数回に及ぶ場合にも、当該供述聴取が、前回の続き(同じ任意の供述聴取又は審尋)であるか否かについて、聴取対象者が的確に理解できるように、適切に運用してまいります。
5 8		審査官の説明義務として「任意の供述聴取である旨及び任意の供述聴取であっても事案の実態を解明して法目的を達成するためには自らの経験・認識に基づき事実を話してもらう必要がある旨を説明する」とあるが、「及び・・・(略)・・・必要がある旨」の部分は、任意の手続であるにもかかわらず、聴取対象者は強制手続であるかのような印象を受け、自白の強要につながるおそれが生じるため、削除するか、「任意の供述聴取に協力する以上は、自らの経験・認識に基づいて事実を話してもらうことが事案の実態を解明して法目的を達成するために重要である」と修文すべきである。(団体)	任意の供述聴取を行うに当たって、審査官等は、聴取対象者に対して独占禁止法第47条に基づくものではなく任意の供述聴取である旨を説明(本指針及び事業者等向け説明資料にも記載)することとしており、聴取対象者が当該聴取を強制手続であると誤解することはないものと考えます。
5 9		審尋手続への移行について、「必要に応じて」説明するとあるが、任意の供述聴取と審尋手続では法的意味合いが異なるのであり、適正手続の保障の観点から、「必ず」説明すべきである。(団体)	任意の供述聴取に対して真摯に協力している聴取対象者については、審尋に移行する必要があると考えられるため、審査官等がそのような相手方に対しても一律に審尋に移行する可能性があることを説明することは適当ではないと考えます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
6 0		「任意の供述聴取に協力が得られない場合には別途審尋の手続に移行することがある」という説明をすることがあるとのことだが、このような説明は、任意の供述聴取において、審査官等の満足のいく協力が得られない場合には審尋に移行し得るものと誤解されかねないため、例えば、「場合によっては別途審尋の手続に移行することがある」との説明にとどめるべきである。(団体)	「協力が得られない場合」というのは、任意の供述聴取に応じてもらえない場合や審査官等の質問に真摯に回答してもらえない場合等を指しているものであり、単に審査官等が期待したような供述をしないことをもって審尋に移行するものではありません。
6 1		聴取対象者が任意の供述聴取、審尋等についてあらかじめ理解した上で聴取を受けることは、適正手続の保障の観点から非常に重要であるため、聴取対象者が事前に説明資料の内容を確認したかについては、必ず確認されるべきであるし、聴取対象者が事前に内容を確認していない場合には、事業者等向け説明資料を単に手交するだけではなく、審査官等による内容の説明が行われるか、内容を理解するために必要な時間が確保される必要があり、その旨を記載すべきである。(団体、弁護士)	公正取引委員会としては、聴取対象者には事前に、事業者等向け説明資料の内容を確認の上理解を深めていただくことが望ましいと考えます。 このため、本指針に記載のとおり、任意の供述聴取に係る事前連絡時又は審尋に係る出頭命令時に、審査官等は、聴取対象者に対し、直接又は事業者若しくは代理人を通じて、事業者等向け説明資料のウェブ掲載場所を伝えることとしています。 万一、聴取対象者が事前に当該資料の内容を確認していない場合には、審査官等は当該資料を手交し、聴取対象者にその場で内容を確認していただくことになります。
6 2		自己に不利益な供述は強制されないという黙秘権(自己負罪拒否特権)は刑事事件等で一般的に尊重されており、米国及び EU の独占禁止法執行手続では明文で規定されている(EU ベストプラクティス 36 条)ため、本指針においても明記される必要がある。(弁護士)	川崎民商事件に係る最高裁判例(昭和 47 年 11 月 22 日、刑集第 26 巻 9 号 554 頁)において、間接強制により担保された旧所得税法に基づく質問検査について、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有する手続ではなく、当該手続に憲法第 38 条第 1 項(自己負罪拒否特権)の保障は及ばないとの判断が示されています。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			このような考え方は、続く複数の最高裁判例によって確認され、確立した判例理論となっていることから、行政調査において自己負罪拒否特権自体を認める必要性はないものと考えます。
6 3		本指針（案）では、「事業者が、意見聴取手続において閲覧・謄写した供述調書等の内容をもって、自社従業員に対する懲戒等の不利益取扱い、・・・（略）・・・を行う可能性があるとき」は、「『第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき』（独占禁止法第 52 条）に該当し」とあるが、独占禁止法違反を行った自社従業員を懲戒処分に付することは企業として当然の対応であり、それをもって公正取引委員会が閲覧・謄写の求めに応じないことは不適切であり、「自社従業員に対する懲戒等の不利益取扱い」は、「会社に不利益となる事実を供述したことを理由に不当に懲戒処分を課そうとしていることが明白なとき」等、適切な表現に改めるべきである。（団体）	意見聴取の通知を受けた事業者等が、社内調査等により自ら把握・確認した情報・事実に基づくのではなく、意見聴取手続において閲覧・謄写した供述調書等の内容をもって、独占禁止法に違反する行為を行った自社従業員に対する懲戒等の不利益取扱い等を行う可能性があるときは、「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき」（独占禁止法第 52 条第 1 項）に該当し、公正取引委員会は当該供述調書等の証拠の閲覧・謄写を拒むことができます。 また、意見聴取の通知を受けた事業者等が閲覧・謄写した証拠の内容を意見聴取手続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備以外に利用することは目的外利用となるため、意見聴取規則第 12 条第 1 項において定められた閲覧・謄写の申請書の様式には、申請者が目的外利用はしないことを約す一文が置かれています。このことは（注 4）にも明記しています。
6 4		現行法の規定では、事業者等が、意見聴取手続において閲覧・謄写した供述調書等の内容の目的外利用を行ったとしても、これに対する制裁はないに等しいため、この点を聴取対象者に誤解させないような配慮が必要である。さらに、聴取対象者が自己の供述によって、懲戒等の不利益取扱いや報復行為等を受けないようにするための措置が確実に採られるようにすべきである。（団体、弁護士）	
6 5		「目的外利用が認められない」とされているが、平成 25 年改正前独占禁止法第 70 条の 15 や刑事訴訟法第 281 条の 4 のよう	独占禁止法第 52 条第 1 項に規定された閲覧・謄写の趣旨・目的を踏まえ、意見聴取規則第 12 条第 1 項において、意見聴取手

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		な明文の規定がないにもかかわらずそのような解釈がなされる根拠が明らかではないので、根拠を明らかにされたい。(団体)	続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備以外のための利用(目的外利用)を行わないことを約する一文が記載された申請書の様式が定められています。
6 6		調査対象企業は、公正取引委員会の主張の根拠として用いられる証拠全てへの閲覧権を認められるべきであり、公正取引委員会は、事業者等による閲覧・謄写を拒むべきではない旨明記し、閲覧・謄写を拒むことができるのはあくまで例外的な場合に限られることを明確にすべきである。(団体)	独占禁止法第 52 条第 1 項は、当事者が、公正取引委員会が事実を認定するために用いた証拠に基づき意見を述べ、自己に有利な証拠を提出することができるようにするための規定です。この規定の趣旨を満たすには、公正取引委員会が事実を認定するために用いた証拠が開示されている必要があり、かつ、それで足りると考えます。 閲覧・謄写に供する証拠の範囲については、適切に運用してまいります。
6 7		閲覧・謄写を拒むことができる「正当な理由」が拡大解釈・運用されることのないよう、公正取引委員会は、具体的に何が「正当な理由」に当たるのかを、本指針上に明確に列記すべきである。公正取引委員会に無限定に閲覧・謄写の拒否権を認めると、調査対象企業が正当に自己を弁護するために必要な情報を得ることを不当に制限することにもつながりかねず、適正手続の観点から問題である。(団体)	独占禁止法第 52 条第 1 項の「その他正当な理由があるとき」とは、例えば、証拠の閲覧・謄写をさせることにより公正取引委員会の調査手法に係る情報等の機密が漏れるなど事件調査に支障が生ずるおそれがあると認められるときなどが該当し得ると考えられますが、どのような場合が該当するかについては、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、本指針において具体的に例示することは困難です。
6 8		審尋は独占禁止法第 47 条の規定に基づく処分に関するものであるところ、行為の主体は「審査官等」ではなく「審査官」とすべきではないか。あるいは、審査官を補助する立場の職員から説明する場合があり得ることを想定して「審査官等」としているのか。(弁護士)	御指摘を踏まえ、審尋の冒頭に、聴取対象者に対してその法的性格等について説明する者を「審査官」と修正しました。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
69	第2 事件調査手続 2 供述聴取 (3) 供述聴取における留意事項	懇談会報告書に示唆されているように、違反被疑事件の実態解明の妨げになる懸念がない場合には、供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い、供述聴取過程の録音・録画、調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付、供述聴取時における聴取対象者によるメモの録取は認められるべきである。 なお、懇談会報告書では、これらの必要性を認めつつ、将来の検討課題とされたところ、本指針（案）では、全て明示的に否定した内容となっており、懇談会の意見に反する内容が記載されている。（団体、弁護士、学者）	懇談会報告書において、事業者による調査協力のインセンティブ等を確保する仕組みのない現行制度下では、実態解明機能への影響が懸念されることから、供述聴取時の弁護士の立会い、供述聴取過程の録音・録画、調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付、供述聴取時における聴取対象者によるメモの録取については、これを認めるべきとの結論には至らなかったとされています。 公正取引委員会としても、事業者による調査協力のインセンティブ等を確保する仕組みのない現行制度下では、実態解明に与える影響が大きいことから、供述聴取時の弁護士の立会い、供述聴取過程の録音・録画、調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付、供述聴取時における聴取対象者によるメモの録取は認められないと考えます。 ただし、本指針はこれまでの実務を踏まえて取りまとめるものであり、事案の特性を踏まえ、審査官が事案の実態解明の妨げになる懸念はないと判断したケースにおいて、供述聴取の適正円滑な実施の観点から審査官の判断で行うことのある現行の実務の例外的な運用（次回聴取への確認事項の書き取り等）を排除するものではないことから、その趣旨を括弧書きで明確化しました。 また、懇談会報告書では、これらの必要性を認めたものではなく、供述聴取時の弁護士の立会い、録音・録画については、実態解明の実効性を損なわない措置を検討する中で、今後、その必要性を含め導入の可否を検討していくことが適当と述べているに

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			とどまっており、本指針として懇談会報告書の内容に反する記載はないと考えます。
70		秘匿特権について、違反被疑事業者等がコンプライアンスの観点から弁護士と検討を行った内容が適正に保護されず、これらの資料が無制限に公正取引委員会に収集され、違反被疑事業者等にとって不利な証拠として取り扱われてしまうと、違反被疑事業者等のコンプライアンス強化の取り組みやリエンシー申請の検討を阻害するおそれがある。また、海外であれば秘匿特権によって保護されるはずの文書が、我が国では保護されず、公正取引委員会に提出することによって、海外当局から秘匿特権を放棄したものと評価されてしまい、我が国企業が海外企業と比べて不利益な取扱いを受けてしまうおそれがあることなどから、秘匿特権を導入すべきであるとする。（団体、弁護士）	懇談会報告書において、秘匿特権については、その根拠及び適用範囲が明確ではなく、また、その実現に当たって実態解明機能を阻害するおそれがあるとの懸念を払拭するには至らなかったことから、現段階で秘匿特権を導入することは適当ではないと結論付けられています。 公正取引委員会としても、事業者による調査協力のインセンティブ等を確保する仕組みのない現行制度下で、秘匿特権を認めることとなれば、実態解明機能に支障が生じるおそれがあることから、秘匿特権を認めることは適当ではないと考えます。したがって、現行制度下において、秘匿特権が提出命令を拒む正当な理由であるとは認められないと考えます。
71		本指針（案）において、供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い、供述聴取過程の録音・録画、調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付及び供述聴取時における聴取対象者によるメモの録取については、これらを認めないこととされているが、懇談会における議論に沿った取扱いであり適切であるとする。それらを認める必要性には疑問がある一方で、聴取対象者が萎縮して会社に不利な事実を供述しにくくなり、あるいは、口裏合わせが容易になり、実態解明機能への影響が懸念されることから、現状の仕組みの下でこれらを認めるべきとの結論には至らなかったものである。また、公正取引委員会の裁量で問題を生じな	御指摘のとおり、供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い、供述聴取過程の録音・録画、調書作成時における聴取対象者への調書の写しの交付及び供述聴取時における聴取対象者によるメモの録取などについては、事業者による調査協力のインセンティブ等を確保する仕組みのない現行制度下では、実態解明に与える影響が大きいことから、これらを認めることは適当ではないと考えます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		い場面に限定して運用で認めてもよいではないかとの意見も見られたが、問題が生じないケースというのは想定できず、実態解明機能が損なわれる懸念を払拭できないことなどから、そのような運用をすべきとの結論にもなっていない。適正な手続の確保が求められることは当然のことであるが、求められる手続保障の水準は調査権限の強さとのバランスの中で決まるものであり、現在でも、調査権限に見合った手続の適正性は確保されているものと考えられ、さらに、本指針の策定によって、手続の適正性はより一層確保されるものと考えられる。したがって、上記のように実態解明機能への影響が懸念される防御権を認めるような内容を記載することは適切ではない。(団体)	
7 2		供述聴取時、聴取対象者が知り得ない情報について、その聴取対象者に提供を求めるのではなく、違反被疑事業者の法務部門又はその代理人の弁護士に求めるよう定めるべきである。(団体)	供述聴取は、聴取対象者に自らの経験・認識に基づいてありのまま事実を話してもらうものです。
7 3		「みだりに供述を誘導し」の前に、「たとえば他の被疑企業従業員の供述を示すなど」といったような具体例を追加すべきである。本指針(案)でも、他の違反被疑企業従業員の供述による誘導は不適切であるとされているところである。(団体)	審査官等が供述聴取を行うに際して、必要がある場合に、聴取対象者の記憶喚起のために、客観的証拠や他の関係者の供述の内容を伝えることは不当なものではないと考えます。 なお、御指摘のような事例も不当に強く供述を誘導するような場合には「みだりに供述を誘導し」に該当し得ると考えられますが、それは個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、本指針において具体的に例示することは困難です。
7 4		供述聴取において、威迫、強要その他供述の任意性を疑われるような方法、誘導等その他供述の真実性を失わせるおそれのある	御指摘のような事例も「みだりに供述を誘導し」に該当し得ると考えられますが、本指針において改めて明示する必要はないと

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		方法を禁止する旨を規定しているが、厳正なる供述の任意性・真実性確保の見地からすれば、さらに切り違い尋問や欺罔的な質問の禁止等についても例として明示すべきである。(団体)	考えます。
7 5		威迫、強要等によって不当な供述聴取が行われることを防止し、適正手続を担保するため、審査官等による威迫、強要等、審査官等に本指針に反する行為が認められる場合には、関連する供述(供述調書)の証拠能力が否定される等、かかる行為の禁止をより確実にするための規定も設けられるべきである。(団体)	任意の供述聴取における威迫、強要等、本指針に反する審査官等の行為については、苦情申立制度を整備しています。御指摘のような事例では、本指針に反する審査官等の行為に対する苦情を受けて、同制度において適切に処理されることとなると考えます。 なお、民事事件において、違法収集証拠排除法則の適用があるかについては争いのあるところではありますが、仮にその適用があるとしても、審査官等の言動等が単に本指針の記載に反したことのみをもって、直ちに当該供述調書の証拠能力が否定されるのではなく、当該行為の違法性・重大性等を踏まえて判断されることとなると考えます。
7 6	第 2 事件調査手続 2 供述聴取 (4) 聴取時間・休憩時間	本指針(案)では、休憩時間であっても一定の場合には審査官等が付き添うとされているが、任意の供述聴取はあくまで聴取対象者の任意に基づく手続であるから、聴取対象者の行動の自由を確保するため、審査官等が付き添うことを認めるべきではない。仮に、休憩時間の行動制約を認めるのであれば、公正取引委員会による恣意的な運用が行われることのないよう、例外的に制約を認める場合について限定すべきである。(団体、弁護士)	本指針に記載のとおり、原則として、休憩時間中は、外部と連絡を取ることも含め聴取対象者の行動を制限しません。ただし、休憩時間であっても、事情聴取が終了したわけではないため、以下の理由により、審査官等が付き添うことがあります。そのような対応は例外的なものであることを明記しました。 ① 複数の関係者を対象として、同日の近接する時間に聴取を実施する場合、休憩時間中に、審査官等の見ていないところで、聴取対象者が自社や他社の事件関係者と接触、連絡し、供述調整や他者から聞いた情報に依拠し、自己の記憶に基づかない供

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			述等が行われることを防止するため ② 休憩時間中に、聴取対象者が不案内な庁舎内を移動することにより、証拠物や機密情報が保管されている執務室等に不用意に近づいてしまうことなどを防止するため 今後とも、供述聴取においては、聴取対象者に過度に心理的圧迫を与えることのないよう、引き続き、適切に運用してまいります。
77		供述聴取中の弁護士の立会いやメモの録取が認められないのであれば、休憩中のこれらの行為は、聴取対象者の防御権を確保するため、原則として認められるべきである。（団体）	本指針の第2の2（4）イにおいて、原則として、休憩時間に聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることは妨げないことを明らかにしています。
78		任意の供述聴取中に弁護士と連絡を取り合うこと、メモを録取することを禁じる法的根拠はない。任意聴取と審尋手続とを同じ条項で規定することは、任意聴取においても休憩中にのみこれらが認められるものであるかのように誤解されるおそれがあり不適切であるため、任意聴取と審尋手続とは別の条項で規定すべきである。（団体）	本指針の第2の2（3）イに記載のとおり、事案の実態解明の妨げになることが懸念されることから、任意の供述聴取であっても審尋であっても、聴取中に聴取対象者が弁護士と連絡を取り合うこと、メモを取ることは認められません。
79		「供述聴取に支障が生じない範囲で」との留保が付されているが、その内容が不明確である上、同じ文章の中のどの部分にかかっているのか不明確である。仮に、「弁護士等との連絡やメモを取る」という部分にかかっているとすれば、任意の手続という法的性質からして適切ではない。他方で、仮に、「適切な時間を確保する」という部分にかかるのであれば、そのことを明確にするために、同部分の直前に上記文言を移動すべきである。	御指摘を踏まえ、明確化の観点から次のとおり修正しました。 「なお、休憩時間は、原則として聴取対象者の行動を制約せず、審査官等が指定した休憩時間内に、聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることを妨げないものとする。・・・（略）・・・ また、食事時間等の比較的長めの休憩時間を取る場合には、供述聴取に支障が生じない範囲で、聴取対象者が必要に応じて弁護

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		また、聴取対象者が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることを妨げられない時間等として、「食事時間等の休憩時間は」とあるが、食事時間以外の休憩時間では認めない運用とするかのように読めるため削除すべきである。 (団体)	士等に相談できる時間となるよう配慮しつつ適切な時間を確保するようにする。」
8 0		供述聴取中の弁護士の立会いやメモの録取が認められないのであれば、休憩時間中に弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ること、必要に応じて弁護士等に相談できることは、例外なく認められるべきであり、「供述聴取に支障が生じない範囲で」という文言は削除すべきである。又は、供述聴取に支障がある場合を具体的に例示すべきである。(団体、弁護士)	休憩時間は、原則として聴取対象者の行動を制約しないこととしていますが、例えば、複数の関係者を対象として、同日の近接する時間に聴取を実施する場合など、休憩時間に聴取対象者が他の事件関係者と接触し、供述内容の調整(口裏合わせ等)が行われるなどのおそれがあるときは、例外的に、審査官等が付き添うことがあります。 また、「供述聴取に支障が生じない範囲」については、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、本指針において具体的に例示することは困難です。
8 1		任意の供述聴取はあくまで任意の手続であり、聴取対象者が休憩をとることは自由であることから、聴取対象者の申入れに基づき休憩時間を確保すべきであり、任意の供述聴取においては、聴取対象者から申入れがあった場合には休憩時間を確保しなければならない旨を明記すべきである。(団体)	聴取対象者から休憩を求められた場合には、審査官等が供述聴取の状況等を勘案して個別具体的に判断していくこととなります。ただし、聴取対象者から申入れがあった場合に必ず休憩時間を確保しなければならないこととすると、必要以上に頻繁に供述聴取が中断され、円滑な聴取及び実態解明が妨げられることになると考えます。
8 2		あたかも聴取対象者は公正取引委員会の審査官が設定した休憩時間において弁護士と相談することができるかのように記載されているが、そもそも、聴取対象者は、必要に応じて、聴取中のいかなる時においても弁護士と連絡を取れるはずである。聴取	なお、審査官等は、供述聴取中においては、休憩時間以外での弁護士等の外部との連絡は遠慮してもらいたい旨を説明し、同意を得ているところです。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		対象者が弁護士と連絡を取ることを希望した場合には直ちにそれを許可する旨明記すべきである。(団体、弁護士)	
8 3		本指針(案)では「聴取時間が長時間となる場合には、聴取対象者の休憩時間を適時適切に確保する」と記載されているが、「長時間」という抽象的な基準では、結果として休憩時間が適時適切に確保されないおそれがある。 この点、懇談会報告書では、「1時間半や2時間をめどに休憩時間を確保するといった目安を示すべき」との意見が紹介されていることを踏まえ、休憩時間を入れる目安として、例えば「最低2時間に1度は休憩を入れる」など、具体的かつ妥当な基準を設定すべきである。(団体)	具体的な聴取時間をあらかじめ示すことについては、実態解明に支障が生じると考えられるため、適当ではないと考えます。これについては、懇談会においても、「供述聴取の回数・時間について数字的な基準を定めることはできないし、適切でもない」との意見が出されているところです。
8 4		供述聴取終了後、聴取対象者が調書に署名・押印をする前の段階において、審査官等が調書を作成している間(聴取対象者が待機している間)は聴取対象者が行動を制約される理由はないことから休憩時間であることを明確にすべきである。(団体)	審査官等が調書を作成している間にも、聴取対象者に対して、調書の内容について確認することが必要となるため、審査官等が調書を作成している時間も、基本的には休憩時間ではなく聴取が行われている時間であると考えます。 なお、聴取時間及び休憩時間については、適切に運用してまいります。
8 5		聴取対象者が供述聴取中に何時でも必要に応じて弁護士等に相談できる機会を与えてしまうと、聴取対象者は緊張感から解放されて心の安らぎを得、何の苦も無く平気で虚偽の供述を繰り返したり、前言を翻したりして、事実を歪める。こうした行為が行われると、審査官等が聴取対象者から事実を聴取することは困難となり、供述聴取による証拠を蓄積することはできなくなるた	審査官等は、供述聴取中においては、休憩時間以外での弁護士等の外部との連絡は遠慮してもらいたい旨を説明し、同意を得ているところです。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		め、聴取対象者の希望次第で休憩を取ることは適切ではない。(事業者)	
8 6		懇談会報告書にも記載されているように、聴取対象者には、あらかじめ聴取時間の目安が伝えられるべきである(犯罪捜査規範第168条第3項参照)。(団体)	犯罪捜査規範第168条第3項では、「取調べは、・・・(略)・・・深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない。」と規定されていますが、聴取時間の目安を伝えることについては規定されていません。また、懇談会報告書の指摘を踏まえ、本指針及び事業者等向け説明資料において、聴取時間について、1日につき8時間までを原則とすることを示しており、供述聴取に係る事前連絡時又は出頭命令時に、事業者等向け説明資料のウェブ掲載場所を伝えるとともに、聴取対象者が事前に当該資料を確認していない場合には、初回の供述聴取の開始時に、当該資料を手交することとしています。 具体的な聴取時間をあらかじめ示すことについては、懇談会においても、「供述聴取の回数・時間について数値的な基準を定めることはできないし、適切でもない」との意見が出されているところです。
8 7		本指針(案)に示されている1日当たり8時間(休憩時間を除く。)というのは非常に長時間であり、聴取対象者の同意が無い限りもっと短くすべき(例えば、原則5時間、休憩時間を含めて8時間などに改めるべき)である。長時間の聴取、深夜に及ぶ聴取は、聴取対象者にとって過度の負担になり、正常な判断力の喪失につながりかねず、聴取からの解放を願うばかりに虚偽の供述を行う動機付けとなり得るなど、供述の任意性や信憑性が失われ	1日につき8時間(休憩時間を除く。)という目安については、一般的な企業の勤務時間が休憩時間を除いて8時間程度であることから、妥当なものと考えます。また、1日につき最長8時間(休憩時間を除く。)までとしており、全ての供述聴取について8時間の聴取を行うわけではありません。 聴取回数についても、事件調査の進捗状況や聴取対象者の都合等によって異なるため、具体的な基準を示すことは困難です。特

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		ることも懸念される。 また、一日当たりの聴取時間のみならず、最大何回あるいは何日聴取するのかについての目安を示し（例えば、特段の事情がない限り 10 回以内とするなど）、聴取手続が無制限に長時間に及ばないようにすべきである。また、聴取の回数は必要な限度を超えないよう配慮すべきと規定すべきである。（団体）	に、違反被疑事業者の従業員等については、事実関係を慎重に把握するため、同じ人物から複数回聴取をすることがあり、例えば、同じ人物がある地域の談合に長期間関わっていた場合には、聴取する内容も相当多くなることから、特定の人物の聴取回数が多くなることはあります。
8 8		「深夜」を、例えば午後 10 時以降とするなど（労働基準法第 61 条および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 19 条参照）、その意義を明確にされたい。（団体）	御指摘を踏まえ、本指針の第 2 の 2（4）アにおいて、「深夜（午後 10 時以降）」と修正しました。
8 9		任意聴取か審尋手続かを問わず、聴取時間は、聴取対象者の体調・疲労度合等を考慮の上、必要に応じて調整する必要がある旨を明記すべきである。また、深夜に及ぶ聴取は例外なく禁止されるべきであり、「やむを得ない事情」がある場合に認めるのであれば、最低限、「やむを得ない事情」として判断される事情を本指針において例示・明確化すべきである。（団体）	御指摘を踏まえ、本指針の第 2 の 2（4）イにおいて、「審査官等は、聴取対象者の体調等も考慮した上で、休憩時間を適時適切に確保する。」と修正しました。 なお、本指針において「深夜」とは午後 10 時以降であることを明記したところ、それを過ぎる事情が「やむを得ない事情」に該当するかどうかは、個別具体的な事案ごとに判断されるものであるため、本指針において具体的に例示することは困難です。
9 0		聴取時間につき原則として最長 8 時間とする根拠が不明であるが、休憩時間についても原則 1 時間を付与する旨明記すべきである。聴取対象者の同意を得れば 8 時間を超えることも可能としているが、このような場合の聴取対象者の同意が真に任意にされるとは限らないことから、同意を要件とするほかに、「やむを得ない事情がある場合」および「延長は必要最小限とする」という	休憩時間については、個別具体的な事案において、適時適切に確保するようにしています。また、本指針において、聴取時間が 1 日につき 8 時間（休憩時間を除く。）を超える場合には、聴取対象者の同意を得ることを明示しており、今後とも適切に運用してまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		条件も併せて明記すべきである（これに伴い、深夜に及ぶ供述聴取については、「特別にこれを必要とすべきやむにやまれぬ事情がある場合に限る」等との文言を加えるなど、さらに要件を厳格にすべきである。）。(団体)	
9 1		供述聴取において休憩時間を適時適切に確保すること、聴取時間として1日につき8時間（休憩時間を除く。）までを原則とすることを明記したことは、一般的な企業での勤務時間が1日8時間程度であることを考えれば妥当と考える。懇談会において、1時間半や2時間を目途に休憩時間を確保することをルール化してほしいといった意見もみられたが、聴取時間・回数に数値的な制約を設けることとした場合、現状より長時間又は頻繁な休憩を認めることとなり、公正取引委員会の事件調査を不必要に制約し、実態解明機能を損なうおそれがあるため、懇談会の整理としてはそのような制約まで設けるべきだという結論にはなっていない。本指針（案）のとおり、1日につき8時間（休憩時間を除く。）までを原則とすることで十分と考える。（団体）	御指摘のとおり、1日につき8時間（休憩時間を除く。）までを原則として、適切に運用してまいります。
9 2	第2 事件調査 2 供述聴取 (5) 調書の作成・署名押印の際の 手続	審尋調書については、関係法規（独占禁止法及び審査規則）において作成の手続が定められているのであって、本指針においてもその点が明示されなければならない。この点、審査官は、事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋する場合、その要旨を審尋調書に記載し、処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければならないとされ、その場合、審尋の「結果」とは審尋において行われた発言をいい、具体的には審査官と聴取対象者	審尋調書の形式については、法令上、一問一答形式で作成しなければならないと定められているものではなく、審査官が適切であると判断した形式で調書を作成することになります。これは、審尋の場合であっても、任意の供述聴取の場合であっても変わりはありません。 また、「正確にその結果が記載される必要がある」「正確に作成されるべき」との御指摘については、審査官が必要と認める内容

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		の間でなされた質疑応答の内容であるから、その一問一答の形式による記載が必要である（独占禁止法第 48 条参照）。また、特に罰則が置かれていることからしても、陳述を拒む理由やその虚偽性が、審尋調書の記載から明確に確認され得るよう、一問一答の形式をもって正確にその結果が記載される必要がある。 任意の供述聴取の場合も、供述調書の作成手続については、関係法規（審査規則）において審尋調書に関する事項が準用される旨が規定されているのであり、その点を踏まえつつ、必ずしも一問一答の形式によるものではないとしても聴取対象者の供述に基づいて正確に作成されるべきことが明記される必要がある。（団体、弁護士）	について、聴取対象者が供述した内容を歪曲せず正確に録取しなければならないのはそのとおりですが、御指摘の趣旨が、審査官と聴取対象者とのやりとりを一言一句記載すべきということだとすれば、調書は速記録ではないため一言一句記載する必要はなく、それは一問一答形式で作成する場合でもそうではない場合でも同様です（調書の作成については、独占禁止法第 48 条においても、「その『要旨』を調書に記載」することとされています。）。
9 3		本指針（案）では、審査官等に供述内容を正確に録取することが求められるのは、「事件に関係し」かつ「必要と認める内容」に限定されているため、公正取引委員会が事件調査を行いたい違反行為の立証に関係する部分のみ書かれた調書が作成される運用がなされるおそれがある。聴取対象者の供述内容を正確に録取する必要があることは本指針（案）に記載の場合に限られないため、「違反事実の立証に当たって・・・（略）・・・内容について」の記述は削除すべきである。 また、本指針（案）の「聴取対象者が供述したことを速記録のように一言一句録取することは要しない」との記載は、審査官が自らの裁量で供述を要約し、その中に審査官の主観が紛れ込むことが懸念されるため、削除すべきである。（団体）	調書は、審査官等が、事件に関係し、かつ、必要と認める内容について、違反行為の有無を明らかにするための証拠とすることを目的に作成するものであって、一言一句を録取するものではなく、その目的のため必要かつ合理的な範囲で要約するものと考えます。そのため、「供述内容を正確に録取する」ことが「一言一句を録取する」ことではない旨を本指針に記載することは必要と考えます。 なお、審査官等が要約するからといって、審査官等の主観により供述内容を歪曲して調書に記載することはないと考えますが、仮に、聴取対象者は自らが供述した内容と異なる調書が作成された場合には、増減変更の申立てをすることができます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
9 4		聴取対象者による申立てを踏まえて調書を修正する際に重要なことは、申立ての内容を正確に調書に反映することであるところ、「その趣旨を十分に確認した上で」との文言があると、「確認」と称した審査官の不適切な説得を招くことが懸念されるため、「その趣旨を十分に確認した上で」との記述は削除すべきである。（団体）	審査規則第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項に基づく増減変更の申立てに該当するとして調書に記載するのは、あくまでも自ら供述した内容についての調書の記載内容に関する増減変更の申立てであり、表現の理解が異なる場合など、聴取対象者が、どの記載がどのように供述内容と異なると考え、どのように修正してほしいという趣旨なのかについて確認する必要があると考えます。また、聴取対象者が自ら供述した内容と大きく異なる内容の増減変更の申立てをした際にも、その趣旨を確認する必要があると考えますので、「その趣旨を十分に確認した上で」との文言は必要であると考えます。 なお、増減変更の申立てがあり、その供述を調書に記載する場合にも、申立ての内容を一言一句記載するわけではありません。
9 5		「審査官等は、供述調書又は審尋調書を作成した場合には、これを聴取対象者に読み聞かせ、又は閲覧させて、誤りがないかを問い、聴取対象者が誤りのないことを申し立てたときは、聴取対象者の署名押印を得て完成させる。」とされているが、この際に、聴取対象者に、増減変更の申立てができることや、調書の記載内容に誤りがあれば署名押印をしなくてもよい旨を説明すべきである。（団体）	調書の記載内容に誤りがない場合に署名押印を求めること、増減変更の申立てができることについては、本指針だけではなく、事業者等向け説明資料にも記載して公表する上、供述聴取に係る事前連絡時又は出頭命令時に、当該資料のウェブ掲載場所を伝えるとともに、聴取対象者が事前に当該資料を確認していない場合には、初回の供述聴取の開始時に、同資料を手交することとしており、聴取対象者はその内容について把握することができると考えられるため、審査官等が相手方に説明する必要はないと考えます。
9 6		調書への聴取対象者の署名押印前に、弁護士と相談できることを明記すべきである。	調書は、聴取対象者が自らの経験・認識に基づいて供述した内容を正確に録取して作成するものであり、調書の記載内容が、自

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		また、聴取対象者が調書を確認した際に、自ら供述した内容と調書の内容に差異があり、聴取対象者から調書の修正（増減変更）を求められた場合、その求めに真摯に耳を傾け対応すべきであり、この趣旨を本指針により明確に盛り込むべきである。（団体）	ら供述した内容と合致するかどうかは聴取対象者自身が判断できるものであることから、弁護士に相談する必要はないと考えます。仮に、自らが供述した内容と異なる調書が作成された場合には、増減変更の申立てをすることができ、審査官等が必要な修正を行った上で聴取対象者の署名押印を得ることとなっています。 また、本指針の第2の2（5）ウに記載のとおり、聴取対象者が調書の増減変更の申立てをしたときは、審査官等はその趣旨を十分に確認することとしています。
97		本指針（案）に記載の場合（聴取対象者が誤りの無いことを申し立てたにも関わらず、署名押印を拒絶したとき）のみならず、聴取対象者が供述内容についての増減変更を申し立てたにも関わらず、適切な修正がなされなかったことを理由として署名押印を拒絶した場合も、その旨を調書に記載するよう追記すべきである。（団体）	聴取対象者が調書の記載内容に誤りのないことを申し立てたにもかかわらず、署名押印を拒絶したときには、その旨を調書に記載しなければ、その理由・経緯が調書に署名押印がないことだけでは明らかではありません。他方、調書の記載内容に誤りがあるとして聴取対象者が署名押印しなかった場合には、その理由・経緯を調書に記載しなくても、形式上、調書に署名押印がないことだけでその旨は明らかであると考えます。 なお、聴取対象者が調書の記載内容に誤りがあると考えられる場合には、聴取対象者は自ら供述した記載内容についての増減変更を申し立てることができ、聴取対象者が調書の記載内容について誤りがないことを申し立てない限り、審査官等が申立てを無視して強引に調書への署名押印を求めることはありません。今後とも、本指針に記載のとおり、適切に運用してまいります。
98		「聴取対象者が、自ら供述した内容についての増減変更（調書の記載の追加、削除、訂正）の申立てをしたときは、その趣旨を	本指針の第1の3（4）及び第2の2（5）イにおいて、審査官等は、聴取対象者から予断を排し慎重かつ詳細に聴取し、その

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		十分に確認した上で、当該申立ての内容を調書に記載し又は該当部分を修正し、聴取対象者の署名押印を得る。」の後に、「聴取対象者の供述を断片的につなぎ合わせるにより、本来の供述の文脈や趣旨を離れた、審査官の都合の良い内容の調書を作成することは、厳に慎まなければならない。」といった内容を追記されたい。(団体)	内容の合理性、客観的事実との整合性等について十分に検討すること、違反被疑事実の立証に当たって、それまでに収集した様々な物的証拠や供述等を総合的に勘案した上で、当該事件に関係し、かつ、必要と認める内容について、聴取対象者の供述内容を正確に録取し、供述調書又は審尋調書を作成することが明記されています。このため、審査官等が、御指摘のような方法で都合の良い内容の調書を作成することはありません。今後とも、本指針に記載のとおり、適切に運用してまいります。
99		違反被疑事件の事実認定では任意の供述調書が証拠の大部分を占めており、従来の違反被疑事件の事実認定では極めて重要である。しかし、任意の供述調書といっても、事実上強制的な審尋によって担保されており、全くの任意ではなく、かつ、審査官が違反被疑事件の証拠として利用するために作成するものであり、その記載内容が客観的に正確であるか否かは必ずしも明確ではない。そのため、供述調書について聴取対象者は供述の後1週間以内に、修正ないし補足意見書を提出できることとする必要がある。また、この場合、その意見書を当該供述調書に添付することとすれば、供述調書の信憑性はより向上すると考えられる。(弁護士)	聴取対象者が調書の記載内容を確認し、誤りがないことを申し立てて調書に署名押印した場合には、当該調書について、その後に記載の追加、削除、訂正をすることはできませんが、調書について意見がある場合に、後日、聴取対象者等が意見書等を提出することを妨げるものではありません。 なお、御指摘のように、供述調書に署名押印した後に、修正ないし補足を求める意見書が提出された場合に、それを当該供述調書に添付することとしても、供述調書の信憑性が向上することはないと考えます。
100		聴取対象者が条件付きで供述し、あるいは特定の事実が存在することを前提に供述している場合には、無条件で、あるいは何らの前提なしに供述したかのような録取をすべきではなく、その条件又は前提とされる事実も調書に記載するものとすべきである。	本指針の第2の2(5)イにおいて、審査官等は、違反被疑事実の立証に当たって、それまでに収集した様々な物的証拠や供述等を総合的に勘案した上で、当該事件に関係し、かつ、必要と認める内容について、聴取対象者の供述内容を正確に録取し、供述

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		また、聴取対象者において記憶が明らかではないとして供述した場合には、明確な記憶に基づいてなされた供述であるかのような録取をしてはならず、記憶が曖昧である旨を調書に記載するものとすべきである。(団体)	調書又は審尋調書を作成することを明記しているところであり、御指摘を踏まえ、今後とも適切に運用してまいります。
101		第2の2(5)アについて、同ウと同様に、審査規則第11条及び第13条の条文を示すのが適切ではないか。(弁護士)	御指摘を踏まえ、本指針の第2の2(5)アの末尾に「(審査規則第11条及び第13条)」を追記しました。
102	第2 事件調査手続 3 報告命令	証拠を収集する方法として、間接強制に基づく報告命令の手続が存在するが実務上ほとんど活用されていないため、活用を促す記述を加筆すべきである。(団体)	現行の実務でも、事件調査において報告命令を活用しているところです。
103	(1) 根拠・法的性格	任意の報告を依頼する際は、相手方に対し、当該依頼が任意のものであること、また当該報告を行わない場合も罰則の対象とならないことを明示すべきである。 また、違反被疑事業者以外の者に報告を求める際は、特段の事情のない限り任意の報告依頼によることとすべきである。(団体)	任意の報告を依頼する場合には、任意の協力に基づくものであることを、報告依頼書に添付する報告書作成上の留意事項等を記載した資料に明記する方法により、違反被疑事業者等に対して明示することとしています。任意であることを明示することで、応じない場合でも罰則の適用がないことは明確に伝わるものと考えます。 また、どの方法により調査すべきかについては、個別具体的な事案ごとに判断することとなります。
104	第2 事件調査手続 3 報告命令 (2) 報告命令時の手続	報告命令を行う際、その報告期限については、違反被疑事業者等側の相応な事情に配慮した設定が行われるべきである。また、回答期限までに回答することが困難な合理的事情があるときは、回答期限の延長について柔軟に対応することとすべきである。府県をまたがる国内の複数の事業所からの情報収集、さらには海外	報告命令による報告の期限については、個別具体的な事案ごとに事情を考慮して判断してまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		の事業所からの情報収集を行う場合、相当な時間を要することが考慮されるべきである。(団体)	
105		任意の協力を求める際の調査手法等の説明があるが、本指針(案)では「報告依頼書を送付するなどして行う」とあり、あたかも他の手段での方法も妨げないような記載となっているが、原則は書面による依頼とすべきであり、「報告依頼書を送付するなど、 <u>原則として書面にて行う</u> 」とすべきと考える。(団体)	任意の報告を依頼する方法については、基本的には書面で行うこととしているので、明確化の観点から次のとおり修正しました。 「原則として、書面(報告書〔回答〕の様式を添付し、報告の期限を記載した報告依頼書等)を送付して行う。」
106	第2 事件調査手続 4 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立て (苦情申立の対象)	本指針(案)は、苦情申立ての対象を「本指針『第2 2 供述聴取』に反する審査官等の言動等があったとする場合」に限定しているが、対象をそれらに限るべきではない。本指針(案)も指摘しているように、各事件調査手続において任意による事件調査が行われる場合もあるとされていることからすれば、任意の供述聴取だけを苦情申立ての対象とする合理的理由はない。また、苦情申立てをなし得る場合を上記に限定する合理的理由も見当たらない。 また、苦情申立てをなし得る者には聴取対象者本人のみならず同人が属する事業者等の利害関係人も含まれることが明記されるべきである。(団体)	懇談会報告書において、供述聴取時において聴取対象者が担当審査官の対応に不満がある場合の苦情を受け付ける仕組みを導入することについて指摘されており、その他の任意の協力に基づく資料提出の依頼、報告依頼については、特段、問題点も指摘されていない状況であり、苦情申立制度の対象とする必要はないものと考えます。 なお、仮に、これらについて苦情があれば、従来同様に審査長等が苦情申立制度の枠外でこれに対応することとなります。 また、苦情申立てをなし得る者については、本指針の第2の4において「聴取対象者等」と記載しているとおり、聴取対象者本人だけではなく、当該聴取対象者が所属する事業者及び事業者団体並びにその代理人も含まれます。また、御意見を踏まえ、本日公表した「任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について」において、その旨を明らかにしました。
107	第2 事件調査手続	本指針(案)では、異議申立て期間については処分後1週間、苦情申立て期間も聴取を受けた日から1週間とされている。	独占禁止法第47条の規定に基づき審査官がした処分に係る法律関係等を早期に確定させるべきであること、申立てに係る事実

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
	4 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立て (苦情申立期間)	しかし、違反被疑事業者等が立入検査や供述聴取等への対応に追われている中で申立てを行うか否かを判断することは難しく、適切な申立期間が定められているとは言い難い。 そこで、苦情申立て期間については幅広く設定すべきであるとともに、異議申立て期間についても、審査規則第 22 条第 1 項を見直し、適切な期間を設定すべきである。(団体)	関係を詳細に調査するためには関係者の記憶が鮮明なうちに申立てが行われる必要があることから、異議申立て及び苦情申立ての期間を 1 週間に限定することは適当であると考えます。
108	第 2 事件調査手続 4 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立て (第三者性・中立性の確保)	異議や苦情の申立て先について、懇談会報告書によれば、委員からも第三者性・中立性を求める意見がある。公正取引委員会の外部に申立て先を設けるのが最も適当であるが、公正取引委員会内部に設ける場合でも、第三者委員会等の中立性が担保された機関とすべきである。(団体)	本日公表した「任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について」のとおり、審査部門ではない官房総務課に受付窓口を設置して苦情を受け付け、調査の結果を委員会に報告し、委員会が審査官等による本指針の記載事項に反する不適切な言動等があったとする場合には、当該違反被疑事件の処理の適正性を確保するために必要な措置について判断することとします。 また、独占禁止法第 47 条の規定に基づき審査官がした処分に対する異議申立てについては、引き続き官房総務課において受け付け、調査した結果を委員会に報告するなど、今後とも適切に判断してまいります。 なお、懇談会報告書においては、「苦情を受け付ける仕組みを公正取引委員会内部に整備する。その際、第三者性・中立性に配慮し、例えば、審査部門以外の部門で苦情を受け付けるような仕組みとする」とされています。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
109	第2 事件調査手続 4 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立て (申立てられた苦情の処理)	苦情申立制度については、懇談会報告書を踏まえた適切な制度を創設するとともに、公正取引委員会が具体的にどのような対応を取るのか等の制度の詳細を本指針にも明記すべきである。(団体、弁護士)	苦情申立制度については、本日、「任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について」において、その仕組みについて公表しました。また、事業者等向け説明資料において、そのURLを記載することで明確にしています。
110	第2 事件調査手続 4 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立て (処理結果の申立人に対する通知)	「1週間以内に、書面により、苦情を申し立てることができる。」とあるが、公正取引委員会として苦情に対してどのように対応したか、可及的速やかに、書面又は口頭で誠実に説明すべきである。(団体)	本日公表した「任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について」のとおり、苦情申立ての処理結果等については、書面により遅滞なく申立人に通知することとしています。
111	第2 事件調査手続	異議申立てや苦情申立てについては、年に一度、その件数等を集計・公表すること等によって、事件調査手続全般が適正に行わ	本日公表した「任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について」のとおり、苦情申立ての処理については、年度ごとに、類

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
	4 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立て (処理結果の公表)	れているか否かを公正取引委員会及び第三者が事後的に検証できるようにする運用とすべきである。(団体、弁護士)	型的にまとめて件数等を公表することとしました。 なお、独占禁止法第 47 条の規定に基づき審査官がした処分に対する異議申立ての処理結果等については、年度ごとに公表する公正取引委員会審決集に掲載しています。
112	第 2 事件調査手続 4 審査官の処分に対する異議申立て、任意の供述聴取に関する苦情申立て (異議申立てについて)	独占禁止法第 47 条の規定に基づく審査官の処分に対する異議の申立てについて、公正取引委員会が理由があると認めるときは処分の撤回等を審査官に命じ、これを申立人に通知すること(審査規則第 22 条第 2 項)、また、異議申立てを却下したときは申立人に理由を示して通知すること(同条第 3 項)を本指針に明記すべきである。(団体、弁護士)	独占禁止法第 47 条の規定に基づき審査官がした処分に対する異議申立ての手続については、本指針の第 2 の 4 に概要を記載するとともに、別添の関係条文(抜粋)において審査規則第 22 条を掲載しています。
113	第 2 事件調査手続 4 審査官の処分に対する異議申立て、任	任意の供述録取における審査官の言動等に関する苦情申立てについては、当該審査官または審査長に対して口頭で行うことも認められること、並びに、手続の透明性を向上させるために苦情申立てに対する意味のある評価が何らかの形でなされるべきことを明らかにされたい。また、かかる苦情申立てを受けた審査官	懇談会報告書においては、「苦情を受け付ける仕組みを公正取引委員会内部に整備する。その際、第三者性・中立性に配慮し、例えば、審査部門ではない部門で苦情を受け付けるような仕組みとする」とされており、本日公表した「任意の供述聴取に係る苦情申立制度の導入について」のとおり、審査部門以外の官房総務

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
	意の供述聴取に関する苦情申立て（その他）	または審査長は、文書で委員会に報告する運用とされたい。また、「誠実に対応」すべき対象を、当該申立てに係る「調査」とすると、異議や苦情に対して直接的に誠実な対応（例えば苦情の検討結果の通知や今後の手続には配慮する旨の回答など）をすることは必要ではなく、「調査」が全体として誠実な対応となっていれば足りるかのように取られかねない。「誠実に対応する」対象は、異議または苦情であることを明確にすべきである。（団体）	課に設置した受付窓口にて書面により苦情を受け付け、必要な調査を行った上で委員会へ報告する手順を定めています。 なお、苦情申立制度の枠外で、審査長等に対し、口頭での苦情申入れや意見がある場合には、本指針の第１の２（２）に記載のとおり、誠意をもって対応してまいります。
114	用語	本指針（案）においては、「審査」、「調査」及び「（立入）検査」という類似する用語が混在しているため、これらの用語の定義及び異同を明らかにすべきである。（団体）	御指摘を踏まえ、独占禁止法違反被疑事件の行政調査を「事件調査」と定義し用語を整理しました。また、本指針において、「検査」は立入検査の場面で物件を検査することを指しています。
115		「上席審査専門官等」の「等」は、第１文目の「（地方事務所においては審査統括官）」を指すと理解してよいか。「等」が指すものが明確ではないため、定義を明確にすべきである。（団体、弁護士）	本指針の第１の２（２）に記載のとおり、地方事務所においての審査統括官を指しています。
116		本指針（案）中に類似の対象を指すものと思われる用語として「独占禁止法違反被疑事件」、「事件」、「違反被疑事件」が用いられているが、これらはそれぞれ異なる内容を指すものとして用いられているものであるか。もしそうであるとすれば、それぞれの内容を何らかの形で本指針中に示すのが適切ではないか。（弁護士）	御指摘を踏まえ、独占禁止法違反被疑事件の行政調査を「事件調査」と定義し、以降の記載において用語を整理しました。
117		本指針（案）中に類似の対象を指すものと思われる用語として「違反被疑事業者等」、「事業者又はその従業員等」、「相手方」が用いられているが、これらはそれぞれ異なる内容を指すものとし	御指摘を踏まえて、用語を整理しました。また、本指針の第１の１の（注３）の記載を修正し、「違反被疑事業者等」の範囲を明確にしました。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		て用いられているものであるか。もしそうであるとすれば、それぞれの内容を何らかの形で本指針中に示すのが適切ではないか。 (弁護士)	
118		「事業者」との用語は「違反被疑事業者等」である必要はないのか。例えば、厳密に言えば、「事業者」との表現では違反被疑事業者等に含まれる「事業者団体」の位置付け等も一義的には明確ではないこととなるように思われる。(弁護士)	御指摘を踏まえ、「事業者」を「違反被疑事業者等」に修正しました。
119		「提出命令書等」(第2の1(4)イ)の「等」は具体的に何を指しているのか。一部は留置調書及び留置物に係る通知書を指しているものと思われるが、そうであるとすれば審査規則の条文として第15条及び第16条も指摘するのが適当ではないか。(弁護士)	御指摘を踏まえ、本指針の第2の1(4)イにおいて、「等」を「留置物に係る通知書」と明記することとしました(審査規則第16条についても追記。)
120		「違反事実の立証に当たって」(第2の2(5)イ)とあるところ、別の箇所では「違反被疑事実」(第2の1(3)及び(4))となっているが、これらはそれぞれ異なる内容を指すものとして用いられているものであるか。もしそうであるとすれば、それぞれの内容を何らかの形で本指針中に示すのが適切ではないか。 (弁護士)	御指摘を踏まえ、これらを「違反被疑事実」に統一しました。
121	その他	本指針(案)は、欧州委員会及び米国司法省の海外の同種マニュアルと比較して、具体性に欠けており、適切な内容となっていない。(団体)	標準的な行政調査として記載されている部分について、欧米のマニュアルと比較して、具体性・適切性に欠けているということはないと考えます。
122		本指針(案)は、懇談会報告書の内容が適切に反映されており、適切・妥当である。加えて、供述聴取の聴取時間についての具体	御指摘を踏まえ、今後とも適切に事件調査を行ってまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		的な運用方法を示す（第2の2（4）ア参照）など、懇談会での議論を踏まえて補強されている点を評価する。 今後は、行政調査手続の適正性をより一層確保するという観点から、本指針の運用が開始されて一定の期間が経過した後にフォローアップを実施し、その結果について公表することを求める。（団体）	なお、懇談会報告書において「新たな指針等の運用が開始されて一定の期間が経過した後にフォローアップを実施し、その結果についても公表することが適当」とされたことを踏まえ、本指針公表後2年を経過した後、本指針の運用についてフォローアップを実施し、関連する法制度の状況等を踏まえながら、必要に応じ本指針の見直しを行っていくこととしています。
123		本指針では、事件調査において供述を過度に偏重しないこと、及び他の調査手法も重要であることを明記されたい。（団体）	本指針の第1の3（4）において、事件調査に携わる職員は物的証拠・調書を多面的に検討すべき旨を明記しています。

＜その他の意見＞

- 事件調査手続の流れを示す指針が出されることは、手続の透明化を進める上で重要な前進であり、また、本指針（案）は、内容的にも現状の事件調査手続を改善しようとする諸点が盛り込まれており、大きく評価したい。

他方で、本指針（案）では、公正取引委員会の証拠収集に関わる部分のみをカバーするものになっているが、違反被疑事業者等側の防御の機会の確保という観点からは、例えば、証拠開示も含めた反論の機会のための事前手続、審査官との会合が可能となるタイミング等の情報や違反被疑事業者等側の権利なども含めてプロセス全体を明確に説明する網羅的な指針によって、違反被疑事業者等は、公正取引委員会の事件調査手続における様々な論点を確認できるため、事件調査手続の開始から最終的な決定に至るまでの一連のプロセスについて、段階を追って分かりやすく説明することが望ましいと考える。（団体）

- 事業者等の間で独占禁止法のルールそのものへの理解が十分に普及していないことが、違反行為がなくなる理由の一つではないかと考えられる。まずは事業者等自らが競争ルールを認識し、未然防止を図ることが重要と考える。また、事業者等は、中長期的な視点で、市場における公正で自由な競争を回復させる立場から、必要な社内調査を進め、仮に社内調査で独占禁止法違反の事実を把握した場合には速やかに当局に報告するなど、競争の回復にリーダーシップを発揮していくべきである。さらに、聴取対象者が独占禁止法違反に係る事実を公正取引委員会に話した場合でも、社内で不利益処分が行われないような取組みを進めるべきである。

調査対象となるような事業者等と直接関係のない消費者・国民は公正取引委員会が行う事件調査になじみがなく、声が出しにくいことも考えられるが、独占禁止法の事件調査手続は、このように声が聞こえづらい一般消費者の利益を確保するための手続という観点で考える必要があり、企業の自己防衛手段の拡充ではなく、あくまでも、実態解明機能の確保を前提として適切に検討されるべきものとする。（団体）

- 独占禁止法は公正で自由な競争を促進するものであり、健全な経済成長を実現していく上で、その的確な執行への期待は高い。一方、公正取引委員会による事件調査は事業活動に多大な負担を課すものであり、特に中小企業においては経営への影響が深刻となりやすいため、より慎重で適正な運用が求められる。（団体）